

The People's Republic of China and Ryukyu's Ownership —The Period of the San Francisco Peace Conference

Ma Chenghao

Key words: Chinese government, Ryukyu, San Francisco Conference, Treaty

Abstract

This paper aims to clarify the background and actions of the People's Republic of China (PRC) regarding the ownership of the Ryukyu Islands. The focal period is between the founding of the PRC in 1949 and the entry into force of the San Francisco Peace Treaty in 1952. By comprehensively analyzing official statements on the Peace Treaty and other pronouncements issued by Zhou Enlai, the head of the CPC government's Foreign Affairs Department, as well as analyzing the CPC government's movements as reported in the People's Daily of China and the Japanese newspapers Asahi, Yomiuri, and Mainichi, this paper clarifies the trends of the CPC government and the background to the issue of Ryukyu's ownership in 1951. This period has been overlooked by previous studies.

First, this paper discusses the CPC government's "Rapid preparation of a peace treaty with Japan" and "Declaration of the Preparatory meeting for the New Political Consultative Conference's Parties and Groups on the 12th Anniversary of the 7 July War against Japan." Through this analysis, I demonstrate that the CPC government held an attitude of approval toward the Potsdam and Cairo Declarations, which were declared jointly with other nations by the nationalist government that represented China before the founding of the PRC. This also indicates that the PRC at this time, as a victorious nation, was trying to promptly promote peace with Japan while simultaneously expressing its desire for international approval.

Second, this paper examines America's exclusivity policy toward Ryukyu, published in the San Francisco Peace Treaty at the San Francis-

co Conference in 1950. Subsequently, it analyzes the PRC's response to the Peace Treaty with Japan during the same period. The PRC confirmed its non-recognition of the trusteeship of the Ryukyu Islands proposed by the United States and also expressed opposition to an American occupation of Ryukyu.

Third, this paper analyzes news coverage of the American occupation of Ryukyu and the San Francisco Peace Treaty with Japan in the People's Daily, as well as reports on the actions of the Chinese Communist government in Japanese newspapers.

Through this analysis, I provide a summary of the CPC government's attitude and actions toward the issue of the ownership of the Ryukyu Islands.

中華人民共和国と琉球帰属問題 —サンフランシスコ講和会議前後を 対象として—

馬 程 浩

はじめに

本稿では建国間もない中華人民共和国（以下、中共政府¹⁾）が琉球²⁾の帰属問題に対してどのように行動したのか、またその背景を明らかにすることを目的としている。具体的な時期は、中共政府が一九四九年に建国されてから、一九五二年にサンフランシスコ講和条約（以下、講和条約）が発効するまでの間とする。この時期に中共政府外交部長の周恩来が出した講和条約等に対する公式声明を整理し、中国の『人民日報』、日本の『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』等で報道されている中共政府の動向を追いかける。中共政府の公式声明と新聞報道とを総合的に分析することで、特に従来の研究で見落とされてきた一九五一年前後の琉球帰属問題に対する中共政府の動向及びその背景を解明したい。

日本は一八七九年の「琉球処分」³⁾で琉球を沖縄県として管轄したが、清国は「琉球処分」を認めなかった。その後、清に代わって一九一二年に

1) 中国共産党が中華人民共和国を樹立したため、本稿で「中華人民共和国」を指す際、よく「中共政府」或いは「中共」を用いる。

2) 本稿に「琉球」と「沖縄」二つの用語が使っているが、基本的には、歴史的出来事において日本、米国や中国が使用している語をそのまま用いた。

3) 「琉球処分」の詳細については、後田多敦『琉球救国運動—抗日の思想と行動』（出版舎 Mugen、二〇一〇年）を参照。

建国された中華民国（以下・国民政府）も「琉球処分」を承認しない立場を明確に示した。ところが、米、英、国民政府が対日方針などを定めた一九四三年のカイロ宣言では、琉球帰属は明確に規定されなかった。そのカイロ宣言は一九四五年のポツダム宣言に継承され、戦後日本の領土の基本的枠組みを規定している。

日本は一九四五年八月十四日にポツダム宣言を受諾して降伏し、一九五二年四月二十八日に講和条約が発効するまでの期間、連合国軍に占領された。沖縄島では一九四五年四月一日に米軍が上陸し、総司令官であった米太平洋艦隊司令長官兼米太平洋地区司令官ニミツ元帥が「ニミツ布告」を発出し、日本の行政権停止を宣言した。その後、一九七二年五月十五日の「沖縄返還」まで、米国が沖縄を軍事占領して統治している。本稿の対象期間、日本連合国軍の占領下であり、沖縄は米国の占領下にあった。

日本との戦争により引き起こされた政治領土などの問題を解決し、戦争状態を終結させるために、一九五一年九月四日から八日にかけて、米国主導のもとサンフランシスコ講和会議がサンフランシスコ市内オペラハウスで開催された。米、英等の四十八ヵ国は日本との間で講和条約を締結した。

中国側では、中華人民共和国が一九四九年十月一日に中国共産党より建国され、政権主体が中華民国から変更された。政権主体の交代は、カイロ宣言からサンフランシスコ講和会議までの間である。中共政府は中華民国が参加した「カイロ宣言」「ヤルタ協定」「ポツダム宣言」などについて継承した。その一方で、世界に対し中共政府の合法的な地位を要求すると同時に、日本と講和することも求めていた。しかし、講和会議には中華民国と中華人民共和国のいずれも招請されていなかった。その時期、中共政府と国民政府が並立して代表権の争議が存在し、米国は国民政府を承認し、ソ連と英国は中共政府を承認していたからである。中共政府と国民政府のいずれも、一九五一年の講和会議に加わっておらず条約締結ができなかつ

た。

サンフランシスコ講和条約は一九五二年に発効した。その第三条は琉球を含む領土問題について定めている。

「……第三条　日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国連連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする……」⁴⁾

この第三条は米国が琉球を管轄する合法的な根拠としてよく使われている。条約発効後も、米国は琉球の占領を継続した。しかし、会議に参加しなかった中共政府は米国主導の講和会議は単独講和で、講和条約は無効だと主張していた。特に、外交部長周恩来は日、米の単独講和と講和条約及び草案の内容に対し前後四回反対の声明を発表した。中国国内においては、特に米国の琉球占領に対する討論が百出し、機関紙の『人民日報』⁵⁾は米国の対琉球行動と中国の動向を多く報道した。日本と国民政府とは一九五二年に「日華平和条約」を締結したが、中共政府は対日講和の枠組みから排除された。そして、帰属問題は未解決のまま講和条約発効後も米国は琉球占領統治を継続したのである。

4) 外務省 HP : https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-38-P2-795_1.pdf 二〇二四年十月十五日最終閲覧

5) 一九四八年六月、河北省平山県西柏坡に創刊された。一九四九年三月に北平（今北京）へ移転した。八月に中国共産党中央委員会機関紙となる。

先行研究では、琉球をめぐる帰属問題を考察する際、主に米、日、中の外交上の交渉或いは日米間の領土問題の枠において考察されてきた。研究の蓄積も多い。例えば、一九四〇年代以降の米国の対琉球／沖縄政策⁶⁾、台湾の対琉球外交戦略⁷⁾、沖縄返還の経緯⁸⁾をめぐる点などからの研究がある。また、この時期の中共政府の視角から琉球の帰属をめぐる研究は主に講和条約、日米安保条約及びそれに基づいた周恩来の声明を重点として考察されてきた⁹⁾。

本稿が対象とする時期を対象とする重要な研究として、中国の琉球の位置づけに対する態度などを分析した論文に、冯理达「一九四九年至一九七二年中華人民共和国対琉球地位的態度」¹⁰⁾がある。この論文は中国の立場及び特に一九五〇年代から一九六〇年代の民間外交時期と「沖縄返還」前

6) 徐一鳴 張生「杜勒斯与米国对琉球政策」(一九五〇—一九五一) (『世界歴史』世界歴史、二〇二〇年二月) 刘少東「二戰前後の沖縄問題及中日米関係研究」(人民出版社、二〇一五年) 宮里政玄『アメリカの沖縄統治』(岩波書店、一九六八年)『アメリカの対外政策決定過程』(三一書房、一九八一年)『アメリカの対沖縄政策の形成と展開』(『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会、一九七五年) 等

7) 任天豪『從正統到生存：東亜冷戦初期中華民国対琉球、釣魚台情勢の因応』(国史館、二〇一八年) 殷昭魯「『日米奄美群島返還及台灣当局の因応対策研究』(『中国辺疆史地研究』中国辺疆史地研究、二〇一五年四月) 尤淑君「戦後台湾当局対琉球帰属の外交策略」、(『江海学刊』江蘇人民出版社、二〇一三年四月) 黄俊凌「遷台後国民党当局在琉球問題上の政策演変—兼論琉球対中日釣魚島主権帰属の影響」(台湾研究集刊、二〇一三年一月) 侯中軍「困中求変—一九四〇年代国民政府囲繞琉球問題の論争与実践」(近代史研究、二〇一〇年六月) 赤嶺守「戦後台湾における対琉球政策—一九四五年—一九七二年の琉球帰属問題を中心」(『日本東洋文化論集：琉球大学法文学部紀要』十九、二〇一三年五月) 斎藤道彦「中国国民党／中華民国政府『琉球』吸收工作・一九四八年—一九七一年」(『中央大学経済研究所年報』四十七、二〇一五年十一月) 等

8) 成田千尋『沖縄返還と東アジア冷戦体制—琉球／沖縄の帰属・基地問題』(人文書院、二〇二〇年) 矢吹 晋『尖閣衝突は沖縄返還に始まる—日米中三角関係の頂点としての尖閣』(花伝社、二〇一三年) 中島敏次郎『外交証言録 日米安保 沖縄返還 天安門事件』(岩波書店、二〇一二年) 中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』(有斐閣、二〇一二年) 中野好夫、新崎盛暉『沖縄問題二十年』(岩波書店、一九六五)『沖縄・七十年前後』(岩波書店、一九七〇)『沖縄戦後史』(岩波書店、一九七六) ロバート・D・エルドリッヂ『沖縄問題の起源』(名古屋大学出版会、二〇〇三年)『尖閣問題の起源—沖縄返還と米国の中立政策』(名古屋大学出版会、二〇一五年) 等

9) 陳拯 王川「自主性与安全の權衡：日米囲繞沖縄問題交渉の演進」(東北亞論壇、二〇二三年十一月) 褚靜濤「与日媾和条約第三条の執行」(軍事歴史研究、二〇二三年四月) 等

10) 冯理达「一九四九年至一九七二年中華人民共和国対琉球地位的態度」(萬方数据、二〇一五年十二月)

後の中国の外交姿勢と政策を考察する。そして、一九七二年に日本と中国が国交を樹立するまで、琉球について公式的な文書を締結したことがないことを理由として、琉球問題を解決していないという結論を示した。ただ、周恩来が発表した声明の背景、特にそれと関わっている新聞記事に対する考察をほとんど行っていない。

石井明は「中国の琉球・沖縄政策——琉球・沖縄の帰属問題を中心に——」¹¹⁾で、一九四九年から一九七四年までの中華人民共和国の沖縄政策を概括した。建国直後の期間、沖縄問題に対し、周恩来の対日講和条約問題についての声明、ローシチン宛の書簡¹²⁾、米英の対日講和条約草案に対する声明を検討している。しかし、この研究でも新聞報道等は利用されていない。

新聞資料を用いた先行研究には成田千尋の「東アジアからみた沖縄返還」¹³⁾という論文がある。論文は新聞資料をもとに、東アジアからみた沖縄返還の概要を改めて整理した。そして、一九四九年以降の中共政府の沖縄返還に対する立場を述べた際、周恩来の二つの声明にも言及した。しかし、本稿が対象とする時期を含む一九四九年から一九五六年までの間の沖縄に関する新聞資料を利用していない。苦米地真理は「中国側からみる沖縄帰属問題尖閣諸島問題を考える一覧座」¹⁴⁾で、中共政府の沖縄政策を述べた際、周の声明と一九五六年以降のメディアも利用しているが、一九五六年以前については考察を行っていない。

ここからみたように、本稿が対象とする琉球帰属問題に対する一九五二

11) 石井明「中国の琉球・沖縄政策——琉球・沖縄の帰属問題を中心に——」(『境界研究』、北海道大学スラブ研究センター、二〇一〇年十月)

12) 一九五一年五月二十二日付の対日講和条約準備作業に関するソ連政府を支持する旨の、周恩来のローシチン中国駐在大使あての書簡には、琉球列島に関する立場が書いている。

13) 成田千尋「東アジアからみた沖縄返還」(東京大学米国太平洋研究、二〇二三年三月)

14) 苦米地真理「中国側からみる沖縄帰属問題尖閣諸島問題を考える一覧座」(地方政治研究・地域政治研究二、二〇一五年三月)。

年前後の中共政府の行動やその背景に対しては、先行研究が空白となっている。この時期が見落とされていたのには、二つの理由があると考える。

一つは中国の政権主体の交代の影響である。サンフランシスコ会議が開催された一九五一年、中国には代表権の争議が存在し、日本国は中共政府を認めておらず、国民政府を承認していた。そのため、日本の研究では中共政府ではなく、国民政府の行動を重視して考察することになった。例えば、1946年1月26日付で外務省政務局が作成した「想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討」において「流（ママ）球諸島ニ付テモ我方ノ領土トナリタル経緯ニツキ種々議論アランモ之亦無条件ニ支那ノ主権ヲ認ムルノ必要ナク」、「沖縄本島ノ米軍基地化ニ就キテハ我領土トシテ米ニ之ヲ認メムルコト然ルヘシ」¹⁵⁾などと述べられる。1946年5月の「平和条約問題研究幹事会による第一次研究報告」においても「中華民国の領土なす可能性は差当り乏しきものと認められる」「其の理由なき所以を強く主張し」と繰り返していた。これらにより、日本政府は琉球の問題を考える際、主に中華民国の領有の主張を注目している。二つ目は史料的や制約である。建国以降の中共政府には史料的な限界があり、特にサンフランシスコ会議などについては、周恩来の声明以外の公式な発言や報道は公開されていない¹⁶⁾。

本稿では、新しく政権主体となった中共政府からアプローチすることで、注目されてこなかった動きを明らかにする。また、史料の制約は中共政府

15) 『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約準備対策』（外務省、二〇〇六年）十九頁

16) 本稿では沖縄県公文書館、日本外務省、FRUS、中国外交部などが公開した公文書及び外交関係者の回顧録などを使用する。中国側の公式資料について、建国前後の外交資料の公開は不十分であり、その全貌まだ明らかになっていない。資料は、中共中央文献研究室『建国以来周恩来文稿』、中华民国外交問題研究会『旧金山和約与中日和約的関係』、中華人民共和国外交部『周恩来外交文選』、中華人民共和国外交部外交史研究室『周恩来外交活動大事記』等を用いる。回顧録は、吉田茂『十年回想』、新聞は『人民日报』、『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』を利用する。このほか、中華人民共和国外交部編『中華人民共和国条約集』、田桓編『戦後中日関係文献集一九四五—一九七〇』『国際条約集一九三四—一九四四』『日本問題文件彙編』などを用いる。

の公式声明のほか、中国と日本の新聞報道を用いることで補いたい。当時の中共政府は度々声明を出し、米国の琉球占領と講和条約に対し自国の立場を明らかにしている。また、中国の『人民日報』、日本の新聞も関連の報道を行っている。講和条約には琉球の処置に関する規定があるので、講和条約に対する政府声明や『人民日報』などの報道を通して、中共政府の琉球に対する立場を窺うことができると考える。本稿ではこの視点と方法によって、研究が空白となっていた一九五二年前後の琉球帰属に対する中共政府の行動とその背景を明らかにしたい。

一、中華人民共和国の建国と対日講和の準備

1.1 中華人民共和国の建国

一九四五年八月に日本が降伏すると、中華民国は対外的に戦勝国かつ国際連合の常任理事国となった。中国国内で、国民政府の指導者である蒋介石は日本軍の武装解除を国民党軍が行うことを共産党軍に通告したが、国民党軍の支配していない地域では共産党が日本軍の武装解除を行ったため、早くも両軍は一触即発と言う状態になった。しかし、長期の戦争に倦んでいる中国国民が平和を要望し、米、ソ等諸外国も中国の内戦に反対していた。その結果、蒋介石は国民政府の呉鼎昌の提案を受け入れ、共産党の指導者である毛沢東に対して重慶で国内の和平問題について会談を呼びかけた。この呼びかけに応じ、毛沢東と周恩来、王若飛等は八月二十八日に延安から重慶を訪れ、八月三〇日に蒋介石と毛沢東が会談を行った¹⁷⁾。十月十日に国共双方は「双十協定」を締結し、内戦を一時的に回避した。

一九四六年一月十日に国共両党及び他の党派の代表が集まって、政治協商会議を行った。国共双方は「停止国内軍事衝突的協議」を締結し、同じ

17) 会談は四十三日を経て、「重慶会談」と呼ばれている。

日に各自が「停戦令」を公布した。それに、米国政府が派遣した代表者は北平軍事調査執行部を設立し、停戦令の実施を監督する。しかし、停戦令を公布する一方、国民党軍は解放区を侵攻した。

一九四六年六月二十六日に、蒋介石は共産党解放区への進撃を命令し、国共内戦が全面勃発した。内戦初期、米国の全面支援を受けている国民党は圧倒的に優位で、兵力は強く、武器支配地域の人口も多かったし、共産党より優勢を占めていた。それゆえ、共産党は敗退を重ね、国民党は中国本土の大部分を手中に収めようとしていた。

しかし、中国の東北地域に撤退した共産党軍は一九四八年からは反攻に転じ、特に、一九四八年九月から十一月までの遼瀋戦役、一九四八年十一月から一九四九年一月の淮海戦役と平津戦役の三大戦役を経て、続けて勝利し、国共の形勢は逆転した。一九四九年一月に蒋介石が三大戦役での敗走の責任をとって総統を辞任した。それと同時に、一月に共産党軍（解放軍）は北京に入城し、四月に南京に入城した。毛沢東は一九四九年十月一日に、北京で中華人民共和国の樹立を宣言し、国民政府要人は台湾に逃れた¹⁸⁾。これから、中共政府は大陸を統治し、国民政府は台湾を占領していた。

1.2 早期対日領土処置と中共政府対日講和の準備

日本の降伏以前、米英ソ中をはじめとする連合国はドイツ、イタリア、日本などの枢軸国の戦争犯罪をどのように罰するかについて会議を開催した。代表的な会議として一九四三年十一月のカイロ会議、一九四五年二月のヤルタ会議と一九四五年七月のポツダム会議が相次いで行われた。会議の後、「カイロ宣言」「ヤルタ協定」「ポツダム宣言」を世界に公布した。

18) 小島晋治、丸山松幸『中国近現代史』（岩波書店、一九八六年）横山宏章『中華民国』（中央公論新社、一九九七年）二八六一二九一頁等

これらの会談では、領土問題のひとつとしてに侵略により奪った領土を枢軸国から分離することは重要な内容であった。この三つの宣言は日本の領土に対する最初の処置を規定するもので、琉球帰属争議ないし尖閣諸島問題等を含め、戦後の日本領土問題を研究する時最も重要な歴史及び法的根拠と見されている。日本の領土に関わる内容はそれぞれ以下の通りである。

一九四三年十一月二十二日から二十六日、カイロ会議が開催され、米国・ルーズベルト大統領、英国・チャーチル首相、中華民国・蒋介石元帥は出席した。後の十二月一日に三国の首脳は正式に「カイロ宣言」を公布し共同声明を発表した。

「右同盟國ノ目的ハ日本國ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以降ニ於テ日本國ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剝奪スルコト並ニ満州、臺灣及澎湖島ノ如キ、日本國ガ清國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトコトニ在リ

日本國ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本國ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ

前記三大國ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ軫テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟國ハ同盟諸國中日本國ト交戦中ナル諸國ト協調シ日本國ノ無條件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ續行スベシ」¹⁹⁾

また、一九四五年二月にソヴィエト連邦、米国合衆国及び英国は「ヤルタ会談」に於いて「ヤルタ協定」を作成して一九四六年二月十一日に米国国務省より発表した。その中で、日ソ領土問題について「……二、千九百

19) 外務省編『日本外交年表暨主要文書』下巻（原書房、一九六六年）五九五頁

四年ノ日本國ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」國ノ舊權利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ。(イ) 権太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ……」²⁰⁾ と規定されている。

一九四五年七月二十六日に、カイロ宣言を踏まえて米、英、中三国はまた「ポツダム宣言」を公布し、共同で対日作戦を声明した。宣言に「八、カイロ宣言ノ條項ハ履行セラルヘク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」²¹⁾ という規定があり、この規定は日本の無条件降伏を促し、カイロ会議における日本領土に対する処分を再確認した。

以上の宣言に日本の領土範囲が最初に規定され、戦後の一連の転換もこれらに基づいて調整したものだと見られる。例えば一九四七年六月十九日、盟国極東委員会「カイロ宣言」及び「ポツダム宣言」に基づいた「極東委員会の降伏後における対日本基本政策」に、日本の領土主權は「本州、北海道、九州、四国及びその周辺にある島々に限られる」²²⁾ ことを確認する。

前述した日本の領土に関する宣言の発表者また会議の参加者について、中国を代表するのは蒋介石が率いる国民政府で、中共政府と異なる。ではこの時期に中共政府は琉球帰属を含めて日本領土争議と直面する際どのように行動したのか、あるいは対日講和の過程にどのように交渉したのだろうか、ここで中国側の行動について概括する。

一九四九年の建国前後、中共政府は日本との講和を早く進めることを公開の場において強調した。まず、一九四九年六月二〇日、新華社²³⁾ は

20) 前注参照六〇八頁

21) 注十九参照六二六頁

22) 「遠東委員会對投降後日本之基本政策的決議」「限於本州、北海道、九州、四国及可能決定之附近島嶼」田桓編『戰後日中關係文献集一九四五—一九七〇』(中国社会科学出版社、一九九六年) 四十三頁

23) 一九三一年十一月七日に新華社前身である紅色中華通訊社(紅中社)は江西瑞金で成立し、中国共産党より指導した早期新聞機関である。一九三七年一月、延安に紅中社は新華通訊社と改称された。

「迅速準備対日和約」（速やかに対日講和条約を準備）を発表した。

「中国はポツダム宣言などの国際協議に直ちに照らし、定期的な四国対日講和準備会議を速やかに開催し、また人民民主新中国全権代表の参加を要求する充分な権利がある。」²⁴⁾

また、一九四九年七月七日、盧溝橋事件十二周年を記念するため新政協²⁵⁾は会議を開催し、「新政治協商會議籌備会各党派各団体為記念“七七”抗日戦争十二周年宣言」（新政治協商會議準備会各党派各団体は「盧溝橋事件」抗日戦争十二周年を記念する宣言）発表した。

「我々は対日講和条約を速やかに締結することを一致に要求し、対日講和条約を準備する際、ポツダム宣言の規定に厳格に照らし……また、中国新政治協商會議により選挙した民主連合政府が中国を全権代表する」²⁶⁾

以上の発表により、日本に対し、中共政府が講和を要求し条約も早めに締結する意図があったことがはっきりと見てとれる。また、中共政府が世界における合法的な地位を勝ち取る要求も強調した一方、「カイロ宣言」

24) 「有充分権利要求立即按照波茨坦公告等国際協議的原則、迅速地定期举行有人民民主新中国全権代表参加的四国対日和約準備会議」新華社「迅速準備対日和約（摘要）」（一九四九年六月二十日）『日本問題文件匯編』（世界知識出版社、一九五五年）三十七頁

25) 一九四九年六月十五日から十九日まで北平に新政治協商會議籌備会第一次全体会議が行い、九月十七日に第二次全体会議に新政治協商會議は中国人民政治協商會議と改称された。一九四六年一月十日から三十一日まで重慶における開催した政治協商會議と異なる。『建国以來周恩来文稿』第一冊（中央文献出版社、一九五五年）二頁

26) 「我们一致要求迅速簽訂対日和約：我们一致主張在準備対日和約的時候，必須嚴格地遵照波茨坦協定所規定的由四国外長會議準備的程序，並且必須由中國新政治協商會議所產生的民主聯合政府派遣中國的全権代表」「新政治協商會議籌備会各党派各団体為記念“七七”抗日戦争十二周年宣言」（一九四九年七月七日）『日本問題文件匯編』（世界知識出版社、一九五五年）四十一四十二頁

「ヤルタ協定」「ポツダム宣言」等の日本の領土の処置を規定する宣言に対する認可の立場も示した。しかし、当時の中共政府は国際的に広く承認されていなかったが、外交上、日本と交渉することを国民政府から引き継ぐまで更に時間をかける状況であった。だから、中共政府にとって戦勝の側として速やかに中国の合法的な代表権を取って、対日講和を促進することは重要になった。

二、米国の琉球占領と中共政府の琉球に対する行動

2.1 米国の琉球占領とサンフランシスコ講和会議の開催

中共政府が日本との講和を促進する過程における琉球処置への対処を考察すると、対日講和の主導国である米国の対琉球行動を無視することはできない。一九四五年九月の連合国軍による日本占領以前、四月の段階で米国は既に沖縄を占領していた。それ以降、米国は対日講和条約の締結を主導し、琉球を含む領土の処置にも発言権を握っていた。それに、琉球帰属をめぐり、中共政府は主に米国の排他的政策とサンフランシスコ講和会議に対して行動するため、ここで米国の琉球占領の過程、及び政府の諸方が制定した対琉球意見を整理してまとめた。

当初、米国の日本領土問題に対する基本的な立場と他の戦勝同盟国との対日方針は同一だったが、一九四六年に米ソ冷戦の始まりにつれ、米国は東アジアにおける共産主義に抵抗する前線陣地としての日本を重視してはじめ、対日講和を早めに推進する一方、対日領土問題についての立場も変化した。

一九四五年四月一日に米軍が沖縄本島へ上陸し、米国海軍政府を設立した。その後、「ニミッツ布告」²⁷⁾を発布し、琉球群島における日本のすべての権限を引き継ぐことを決定した。

そして、一九四六年一月二十九日に連合国最高司令官総司令部は北緯三十度以南の琉球群島を日本当局の行政管轄外に置く指令「連合軍最高司令部訓令（SCAPIN）第六七七号」²⁸⁾を発布し、指令の発布は琉球群島を日本から分離することを表明した²⁹⁾。

当時米国の軍部は琉球群島に対する処置が戦後米軍の太平洋における軍事的な配備と関わっているが、特に沖縄戦の後、琉球群島の戦略的な重要性を更に意識した。琉球群島を「米国の安全保障に不可欠な地域」と位置づけ、独占的支配が必要だと考え、排他的にコントロールすることを要求した³⁰⁾。軍側の意見と異なり、国務省は琉球諸島の南部、北部、一部分でも米国が領有権を主張するのは「領土不拡大」の原則に違反することになるという考えを持っている。そのため、政治及び外交面から考慮して、琉球群島を非武装化して日本の管轄に移すべきだと主張した³¹⁾。

それ以外、連合国最高司令部と国務省も琉球群島の処置に関する意見を

27) 「ニミツ布告（米国海軍政府布告第一号）一九六六年九月二十四日廃止米国占領下の南西諸島及其近海居住民ニ告グ 一九四五年 月 日 一、南西諸島及其近海並ニ其居住民ニ管轄スル總テノ政治及管轄權並ニ最高行政責任ハ占領軍司令長官兼軍政府總長、米国海軍元帥タル本官ノ權能ニ帰属シ本官ノ監督下ニ部下指揮官ニ依り行使サル。二、日本帝国政府ノ總テノ行政權ノ行使ヲ停止ス。三、各居住民ハ本官又ハ部下指揮官ノ公布スル總テノ命令ヲ敏速ニ遵守シ、本官麾下ノ米軍ニ對シ敵対行動又ハ何事ヲ問ハズ日本軍ニ有利ナル援助ヲ為サズ、（略）米国海軍元帥ニミツ」沖縄県公文書館 HP : <http://www3.archives.prefokinawa.jp/RDA/ryusei/RDAP000031/> 二〇二四年十月八日最終閲覧

28) 「若干の覚書（若干の外廓地域を政治上、行政上日本から分離することに関する覚書）

……三、この指令の目的から日本という場合は次の定義による日本の範囲に含まれる地域として、日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と対島諸島北緯三〇度以北琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約一千の隣接小島嶼。日本の範囲から除かれる地域として A 鬱陵島、竹島、濟州島 B 北緯三〇度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）伊豆、南方、小笠原、硫黃群島及び大東群島、沖の鳥島、南鳥島、中の鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島、C 千島列島、歯舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）色丹島……」沖縄県公文書館 HP : <https://www3.archive.s.pref.okinawa.jp/RDA/data05/0000073399/>

29) 更に、日本帝国政府の政治行政上の管轄権から特に除外せられる地域は次の通りである。(a) 一九一四年の世界大戦以来、日本が委任統治その他の方法で、奪取又は占領した全太平洋諸島。(b) 満洲、台湾、澎湖列島。(c) 朝鮮及び (d) 権太 胡徳坤沈亜楠「對盟國的抵制与索取：戰後初期日本領土政策（一九四五—一九五一）」（『世界歴史』世界歴史、二〇一五年五月）

30) Robert D. Eldridge 『The Origins of the Bilateral Okinawa Problem: Okinawa in Postwar U.S.-Japan Relations 1945—1952』（New York: Garland publishing Inc.2001年）二十九、三十頁

表明した。一九四八年二月に国務省の政策研究室長ケナン³²⁾は日本を訪問していた間に連合国最高司令官総司令官マッカーサー³³⁾と会談した。ケナンは「米国の対日政策に関する建議」を起草し、これを基に、NSC13/2³⁴⁾が作られた。琉球群島に関する主張は「適切な場合に、最も実現可能な手段を通じ、米国が北緯二十九度以南の琉球群島、南鳥島以南、孀婦岩以南の南方諸島を長期の戦略支配することに国際の支持を得ること」³⁵⁾である。

以上を見ていくと、米国政府内諸方が琉球処置についての意見が統一されていなかったことがわかった。

一九四九年以降、アジアにおける情勢は大きく転換し、中国大陆だけではなく共産主義勢力がベトナム、フィリピンなど他のアジア諸国でも急速

31) 「STATE-WAR-NAVY.COORDINATING COMMITTEE 24 June 1946 ……PART III AREAS NOT TO BE PLACED UNDER TRUSTEESHIP ……

2. Minor islands in regard to which, in accordance with the Potsdam Declaration, the Allied Powers have reserved the disposition, and which are not required for security reasons to be detached from Japan, should be disposed of as follows: a…… b. The Ryukyu Islands.……The northernmost islands of the Ryukyu chain have been closely associated for many centuries with Japan and their population is culturally and racially Japanese. Japan's retention of the central and southern islands of the chain is justified by the fact that the Okinawans who inhabit these islands are closely related to the Japanese in language and culture and that the islands have been administered as an integral part of Japan for more than six decades and have been politically subordinate to Japan for over three centuries. For the United States to take over any part of the Ryukyu Islands would be contrary to its policy of opposing territorial expansion whether for itself or for other countries……Political and diplomatic considerations indicate that the Ryukyu Islands should therefore be considered minor islands which should be returned to Japan and demilitarized.」[「Policy Concerning Trusteeship and Other Methods of Disposition of the Mandated and Other Outlying and Minor Islands formerly Controlled by Japan (SWNCC59 /1) June 24, 1946.」ProQuest History Vault. 002195-024-0726

32) George Frost Kennan は一九四六年二月二十二日「Policy of containment」の提出者。その後、国務長官のマーシャルが彼を国務省政策研究室長に担任させた。

33) Douglas MacArthur が率いる駐日連合国最高司令部 (General Headquarter)。GHQ は日本が敗戦した一九四五年からサンフランシスコ平和条約が行われる一九五二年まで日本にあった米国中心の連合国によって日本を占領する連合国最高司令部である。

34) National Safety Council 国家安全委員会

35) 「応該時期恰当时、応通過最可行的方式取得国際社会対米国長期戦略控制北緯 29 度以南の琉球群島南鳥島と孀婦岩以南の南方諸島の認可」「国家安全委員会關於米国対日政策建議的報告」一九四八年十月七日 張生編『釣魚島問題文献集 米国安全档案』(南京大学出版社、二〇一七年) 五頁

に発展していた。一九五〇年五月十八日に日本との平和条約の締結が順調に進められるため、ダレスは対日講和を正式に担当した。

一九五〇年六月十四日にダレス一行は訪日した後、国務省諸方と協商した上で、講和条約草案を作成し、「日本が連合国の大決定を同意し、信託統治の地域の範囲を全部或いは部分の琉球群島、小笠原群島に広げる」とした³⁶⁾。これに対し軍部が米軍の朝鮮における境遇を解決した後条約は発効した。条約の内容は必ず米国が北緯二十九度以南の琉球群島、南鳥島及孀婦岩以南の南方諸島に対する排他的戦略支配権を得て、ソ連と共産主義中国は不参加の前提で、日本と講和条約の締結を同意することを表明した。その後、国務省と国防総省³⁷⁾は合意に達して覚書³⁸⁾をトルーマン大統領に提出した。一九五〇年九月十一日に米国は国務省より制定した「対日和約七項原則」と「対日和約草案」を公布し、十四日にトルーマンが国務省に権限を授け対日講和を進める声明を発表した。

十月二十五日に中国人民志願軍が朝鮮に参戦し、朝鮮半島の戦場は一変し、対日講和にも影響を与えた。この時期、米国は軍隊を日本に駐留しているが、ソ連の日本攻撃に対抗するための兵力を持たなかった。そこで、朝鮮半島問題が解決するまでは、対日講和の方針を再度調整した。

一九五一年一月八日アチソン³⁹⁾、マーシャルが統合参謀本部⁴⁰⁾成員と会談し、国務省と軍側の意見を統一した。国務省と軍部双方はダレスが使節団を引率して訪日することを大統領に提案した。十日にトルーマン大統領はダレスを統領特使に任命し、米国政府を代表し使節団を引率し日本ま

36) 「国務卿顧問杜勒斯致負責経済事務助理国務卿索普備忘録」一九五〇年八月九日 前注参照 七〇—七三頁

37) 国防総省一九四七年に、陸軍省（一七八九年創設）、海軍省（一七九八年創設）、および空軍省（一九四七年創設）を合体させて発足。国防長官は閣僚の1人だが、陸軍、海軍、空軍の各長官は閣僚には含まれない。

38) これは最終的に国家安全保障会議 NSC60/1 の文書になった。

39) Dean Gooderham Acheson は一九四九年から一九五三年までの間に米国国務長官を務めた。

40) Joint Chiefs of Staff 統合参謀本部

た他の国家と対日講和をめぐって談判することを決めた。

一月二十九日からダレスは吉田茂と三回会談し、そして、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドと相次いで談判した。その後、トルーマン大統領は一九五一年四月十八日に「米国が日本、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドとそれぞれに安全条約を締結する」という声明を発表した。五月十七日に、NSC48/5⁴¹⁾号が確定され、「米国が日本、琉球群島、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド沿岸島嶼の防衛線を維持し、ソ連がアジアにおける米国及同盟国の安全に対する威嚇を阻止する」⁴²⁾が記録された。

帰国後、ダレスは対日草案（三月草案）⁴³⁾を起草し、またそれに対し極東委員会成員⁴⁴⁾の各国の意見を調整した上で、一九五一年九月四日から八日まで、米国が主導した対日講和会議はサンフランシスコで開催された。会議でサンフランシスコ講和条約は公布され、四十八カ国が調印した。ソ連、ポーランドとチェコは調印しなかった。第三条は琉球を含む領土問題についての内容である。

「……第三条　日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国連連合に対する合衆国

41) National Security Council 国家安全保障会議

42) “United States Objectives, Policies and Courses of Action in Asia (NSC48/5),” May 17, 一九五一。

43) 対琉球群島の政策主張は：米国将可以向連合国提出建議、将北緯 29 度以南の琉球群島、小笠原群島（包括西之島）、硫磺列島、冲之鳥礁和南鳥島置於連合国托管制度下，并由米国作為管理当局。日本将同意所有此等提議。在連合国对此等提議做出決議前，米国将对上述島嶼的領土（包括其領海）及其居民 行使一切行政、立法及司法權。

44) Far Eastern Commission 成員国米国、英國、ソ連、中国、フランス、カナタ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、オランダ、フィリピン（パキスタン、メンマ一九四九年加入）

のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする……」⁴⁵⁾

最終的に米国は北緯二十九度以南の琉球群島のかわりに北緯二十九度以南の南西諸島（琉球群島及大東諸島を含む）を使った。九月五日にダレスは条約の第三条を解説し「日本がこれらの島嶼の潜在主権（Residual sovereignty）を保留する」⁴⁶⁾。ここまで、琉球をめぐる米国の排他的な琉球政策を完成し、これ以降、米国は二十九度以南の琉球群島を独占して支配した。

以上の内容から、米国が一朝一夕に琉球占領政策を実行したわけではないことがわかった。国内で、軍部と国務省との議論等は長期にわたっていたが、政府の要人ケナン、マッカーサー、ダレス等の一連の行動を経て、ようやく合意に至ったのである。サンフランシスコ条約の第三条が確定される過程中、戦争等の国際情勢からの影響を大きく受けた。日本敗戦の後、連合国軍は日本を占領してから、米ソ冷戦の形成、朝鮮戦争の勃発、国共内戦の情勢の変換、朝鮮戦争に加入する等の要素の存在、これらすべてが米国の対日政策に影響を与え、ひいては琉球の運命と密接に関係していた。一九七二年のいわゆる「沖縄返還」まで、琉球は米国の軍事政策の一部だと考えていた。それと同時に、琉球問題また対日講和について米国の政策の施行に対し、中共政府も自国の立場を示した。

45) 外務省 HP : https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-38-P2-795_1.pdf 二〇二四年九月七日最終閲覧

46) 「Statement by John Foster Dulles」September 5 1951 Department of State Bulletin vol. 25 no. 638 GPO September 17 一九五一四五五頁

2.2 中共政府による米国対日講和草案等に対する声明

ここでは、米国の対琉球政策の形成と対日講和の過程に、講和条約草案等に対する中共政府の声明を分析し、中共政府の琉球に対する立場を窺ってみる。前節で述べたように、一九五一年九月四日に米国主導のもとサンフランシスコ会議が行われ、敗戦国の日本と戦争により引き起こされた政治領土問題等の解決を中心とするサンフランシスコ講和条約を締結した。琉球帰属に長い間関心を持っている蒋介石を中心とする国民政府や、毛沢東を中心とする中共政府は中国の代表権の争議で出席していなかった。また第二次世界大戦で重要な役割を果たしたソ連も署名していなかった。

この時期に米国が中共政府を承認しないので、講和の過程で中共政府と国民政府の態度の差異をはっきりと示した。講和条約の内容について、米国は国民政府の官員と交渉し、「朝鮮を侵略している共産党が率いる中国と共に、絶対に条約には署名しない」と表明した⁴⁷⁾。会議以前の一九五〇年九月に米国国務省より起草した「対日講和七原則」⁴⁸⁾（以下、七原則）について、ダレスは中共政府の代表ではなく、国民政府駐米台湾大使の顧維鈞と会談し、十一月二十日にダレスは七原則を顧維鈞に渡した⁴⁹⁾。

「日本は：（甲）韓国独立を承認する；（乙）琉球及小笠原群島が連合国により信託統治され、米国を管理局にすることを同意する。（丙）英、ソ連、中、米四国が台湾、澎湖諸島、南樺太、クリル列島（千島列島）の地位に対する決定を受ける。若し講和条約が発効してから一

47) 吉田茂『十年回想』第三巻（世界知識出版社、一九六五年）十三頁

48) 「対日講和七原則」一九五〇年十月二十四日 Memorandum on the Japanese Peace Treaty Circulated by the United States to the Governments Represented on the Far Eastern Commission, Released to the Press November 24. 1950 鹿島平和研究所編『日本外交主要文書年表』第一巻一九四一年～一九六〇年（原書房、一九八三年）一二〇頁

49) 中華民国外交問題研究会編『旧金山和約与中日和約の関係』（中日外交史料丛編、一九六六年）十一頁

年間、それに対する決定はまだされていないなら、連合国より決定する。日本は中国における一切の特権及利益を諦める」⁵⁰⁾

ダレスはこの覚書を台湾に伝える一方、十月二十六日にソ連駐国連安全保障理事会代表のマリックにも提出した⁵¹⁾。中共政府がそれらの行動を考量した上で、外交部長周恩来に権限を授け、周は十二月四日に対日講和条約問題に対し以下のように声明を発表した。

「もしこの原則は対日講和条約を作成するなら、該対日条約の結果や内容のいかんにかかわらず、すべて違法で無効であると認定する。琉球群島と小笠原群島について、カイロ宣言とポツダム宣言に信託統治の規定はなく、米国は管理局を指定することも当然に存在しない……米国政府が対日講和問題について制定した方案は同盟国の共同に対日作戦の目的に全く違反し、全ての対日政策に関する国際協議を破壊する……」⁵²⁾

今回の声明は中国政府を代表する周恩来が初めて公開の場において米国主導の対日講和に対し中国の立場を示したものである。それにより、米国が提出した琉球と小笠原群島に関する信託統治の意見に反対する中共政府

50) 「日本將：（甲）承認韓國獨立；（乙）同意將琉球及小笠原群島交連合國托管，並以米國為管理當局；及（丙）接受英、蘇、中、米四國將來對於台灣、澎湖列島、南庫頁島及千島群島地位之決定，倘於和約生效後一年內尚無決定，連合國大會將作決定。日本在中國之特權及利益將予放棄」前注參照一〇一十一頁

51) 前注十參照 三三八頁

52) 「一旦原則形成了對日和約、那麼該對日和約無論結果內容如何、一概認定其為非法無效。關於琉球群島和小笠原群島不論開羅宣言或波茨坦公告、均未有托管的決定、當然更說不上要指定‘米國為管理當局’的事情了……米國政府在關於對日和約問題的備忘錄中所擬定的方案、完全違反盟國共同對日作戰的目的、並破壞所有有關對日政策的國際協議……」「中華人民共和國政府和蘇維埃社會主義共和國連盟政府所發表的關於對日和約的六個文件」之一「周恩來外長關於對日和約問題的聲明（一九五〇年十二月四日）」、『國際條約集（一九五〇—一九五二）』（世界知識出版社、一九五九年）三五四頁

の態度がはっきりと見てとれる。すなわち、名義上連合国より信託統治し、実際に米国が琉球と小笠原群島を管理する提案には徹底的に反対する。周恩来の声明は琉球帰属に関する争議について中国政府の基調を表し、この後、周はまた琉球帰属問題に対し声明を何度も発表した。

一九五一年七月十二日、米国、英国はワシントンとロンドンで同時に對日講和条約草案を公表し、また同年七月二〇日に米国が、日本と単独で平和条約を署名する準備としてサンフランシスコに会議を招集する旨の通知を発出した⁵³⁾。草案は米国が提出した七原則に従って、琉球に関する部分は以下のように規定されている。

「日本は米国が連合国に提案した北緯二十九度以南の南西諸島（琉球群島及び大東諸島を含む）、孀婦岩島以南の南方諸島（小笠原群島、西の島及硫黄列島を含む）並びに沖ノ鳥島及南鳥島を米国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くこととする国連連合に対する米国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、米国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」⁵⁴⁾

これに対し、八月十五日に周恩来は中国中央人民政府を代表して外交部長の名義で書面声明を発表した。

53) 中華人民共和国外交部編『周恩来外交文選』（北京中央文献出版社、一九九〇年）

54) 「日本對於米国向連合国提出的將北緯二十九度以南之南西諸島（包括琉球群島與大東群島）、孀婦岩島以南之南方諸島（包括小笠原群島、西之島與硫磺列島）及沖之鳥島與南鳥島置於連合國托管制度之下，而以米国為唯一管理當局之任何提議，將予同意。在提出此種建議，並對此種建議採取肯定措施以前，米國將有權對此島嶼之領土及居民，包括其領海，行使一切及任何行政、立法與司法權力」前注五十三参照 三三六頁

「中華人民共和国中央人民政府が米国、英國両国政府により提出された対日講和草案は国際協定に違反し、基本的に受諾できない草案であるとともに、米国政府より強制的に開催し、中華人民共和国を公然と除外する九月四日からサンフランシスコで開かれる会議も国際義務を背き、基本的に承認できない会議であると考える……対日講和条約の準備、起草及署名について、中国の参加がなければ、その内容や結果のいかんにかかわらず、すべて不法で、ゆえに無効であると考える。ここに中華人民共和国中央人民政府は再度に声明する」⁵⁵⁾

また周は「米英の対日講和条約草案に領土についての条項は完全に米国政府の占領及侵略の要求に応じるもので……以前、国連は日本に委任して日本により統治された太平洋諸島に対し、これからその信託統治の権利を米国政府が保持する一方、琉球諸島、小笠原諸島、硫黄島、西ノ島、沖ノ鳥島、南鳥島に対する信託統治も取得する。しかし過去の如何なる国際協定も琉球群島等島嶼の日本からの分離を規定していない」⁵⁶⁾を声明した。

ここで周恩来の声明に基づいた琉球処置に対し、中共政府は米国の信託統治或いは琉球占領に反対する立場が疑いのないと考える。特に声明の中、琉球帰属に關わる記録「過去如何なる国際協定も琉球群島等島嶼の日本からの分離を規定していない」は以前の法、宣言、協議などにより、琉球群

55) 「中華人民共和国中央人民政府認為，米、英兩國政府所提出的對日和約草案是一件破壞國際協定，基本上不能被接受的草案，而將於九月四日由米國政府強制召開，公然將中華人民共和國排斥在外的舊金山會議也是一個背棄國際義務基本上不能被承認的會議……中華人民共和國中央人民政府現在再一次聲明：對日和約的準備，擬制和簽訂，如果沒有中華人民共和國的參加，無論其內容和結果如何，中央人民政府一概認為是非法的，因而也是無效的。」中華人民共和國政府和蘇維埃社會主義共和國連盟政府所發表的關於對日和約的六個文件之三「周恩來外長關於英米對日和約草案及舊金山會議的聲明（一九五一年八月十五日）」前注五十三參照 三六二、三六三頁

56) 「米英對日和約草案在領土條款上是完全適合米國政府擴張占領和侵略的要求的……草案一方面保證米國政府除保有對於前由國際連盟委任日本統治的太平洋島嶼的托管權力外，並獲得對於琉球群島，小笠原群島，硫黃列島，西之島，沖之島及南鳥島等的托管權力，實際上就是保持繼續占領這些島嶼的權力，而這些島嶼在過去任何國際協定中均未曾被規定脫離日本的」前注五十三參照 三六四頁

島などの島嶼の帰属或は主権が米国に奪われる法理的根拠のないことを示し、米国がこのまま占領する正当性もないことを強調した。しかし、反対の態度を何度も表したが、琉球帰属問題にどのように処置されるべきかについて具体的な政策を明確に立てていなかった。

草案の内容に関して、ここで一つのことを強調したい。何故中共政府は「琉球の主権を言及し、琉球群島等の日本から分離する規定がない」という言葉を使い、琉球国を日本の領土として引き続き日本によって管轄されるべきだと黙認したのか。

まず、建国直後の中国の位置づけ、特に米国、ソ連との国家関係を理解する必要がある。

一九四九年六月三〇日、毛沢東が「論人民民主專政」を発表し、これから外交は「一辺倒」⁵⁷⁾の方針を施行した。同年十月一日に中華人民共和国が成立した。中共政府は領土統一と中国の代表権の問題について台湾に敗退した蔣介石国民政府と交渉したが、解決には至らなかったため、米国をはじめとした多くの資本主義国家は中華人民共和国を承認しなかった。例えば、建国の翌日十月二日に、米国が中華民国は中国の唯一の合法政府と声明し、中共政府にとって対日講和は困難な状況に陥っていた。

しかし、米国と異なり、同日にソ連外交部副部長アンドレイ・グロムイコが電報を送り、ソ連政府と中国の国交を樹立することを表明すると同時に、ソ連は国民政府と断交したことも公布した。また一九五〇年一月六日に、英國は中国を承認し、国民政府と断交した⁵⁸⁾。一九五〇年二月十四日、ソ連と中国政府は「中華人民共和国、蘇維埃社会主义共和国連盟友好同盟互助条約」を署名し、第二条は単独不講和条項で、ソ、中両国は他の

57) 一九五二年使節会議に周恩来また六つの方針をまとめ、中国の平和外交政策を解説した。『周恩来外交活動大事記一九四九—一九七五』（世界知識出版社、一九九三年）一頁

58) 中国外交部 https://www.mfa.gov.cn/web/gjhdq_676201 二〇二三年六月七日参照 英国は最初新中国を承認する西方国家で、一九五四年六月十七日に代理大臣派遣を発表した。

同盟国と共に対日講和条約をできる限り短期間に内に締結するために努力することを約した⁵⁹⁾。

一方、冷戦の背景に、ソ中関係を強化したことによって、中国と米国との関係は更に悪化した。特に一九五〇年六月に朝鮮戦争が勃発してから、米軍を中心とする英國、フランスなどの連合国軍は九月十五日に韓国を支援するため参戦した。この後十月に中国が朝鮮の請求に応じ本国の軍隊も派遣し支援した。しかし、米国が中共は侵略者であると喧伝して国連へ制裁を要請した。米国務省当局筋は六日「米国は国連加盟の三十ヶ国に対し国連が中共を朝鮮に対する侵略者であると宣言し、これに政治的、経済的制裁を加えるよう要請している」ことを明らかにした⁶⁰⁾。

この冷戦が始まってから最も大きな規模の地域紛争は実際米国とソ連の勢力範囲を分ける結果で、客観的に冷戦構造の形成を加速した。それに、戦争の進展は対日講和及琉球帰属に大きな影響を与える。この状態で、中国とソ連の外交関係が深くなりつつ、米国との関係が自然に対立の側に発展してきた。

だから、対日講和する過程において米国は「絶対に今朝鮮を侵略している中共政府と共に条約に署名しない」と強調し、中国は米国が提出した琉球等の信託統治及米国を管理局とする提案に徹底的に反対した。これら一切の対立の行動を理解しやすくなった。

では周恩来が「過去の如何なる国際協定も琉球群島等島嶼の日本からの分離を規定していない」という言葉を使う意図は何だろうか。琉球が日本の領土として日本から続いて管轄されることを支持するのだろうか。

この言葉について、石井明は「ここで中国政府は沖縄が中国に帰属すべきであるとは主張せず……引き続き日本に帰属すべきものという趣旨にも

59) 一九五六年、日ソが外交関係を回復すると、中国は単独不講和条項の束縛から解放され、自由に対日政策を策定できるようになった。前注十一参照 九十三頁

60) 「中共は侵略者 米、國連へ制裁を要請」『朝日新聞』一九五一年一月八日 東京 朝刊 一頁

受け取れるような見解を示していたのである」という観点を示した。また、成田千尋の「東アジアからみた沖縄返還」にも石井のこの観点を引用した。

しかし、この解説は一片に偏った見方ではないのだろうかと考える。中国側から見て、琉球が「琉球処分」以降日本に管轄されるということは既定の事実で、単なる陳述であるが、必ず日本が続けて管轄することを支持するわけではない。一方、過去の国際協定では日本からの分離を規定していないが、日本に帰属するという規定もないのではないだろう。したがって、そのまま中共政府は「引き続き日本に帰属すべき」という主張を持っている結論を出し、石井論文の見解には根拠がないと考える。

それに、もし中国政府の反対が成功になるなら、声明のように琉球等の地域は米国に占領されることはなく、日本より続いて管轄するのだろうか、琉球藩の以前に戻り、再び独立して琉球国になるのだろうか、また連合国における合法的地位を取り戻し、中国は米国、ソ連、英国、フランス常任理事国と共に琉球などの地域を共同管理するか、琉球の帰属についてはいくつの可能性がある。それに、どの可能性でも米国が琉球を占領するという選択より中国にとっては更に有利だと考えている。だから、周恩来はこのような言葉を用いるのであり、実際に今後中国は琉球帰属問題に対する決定の余地が残っていた。

一九五一年九月八日、中国が除外される状態で、米、英等の四十八カ国が正式に日本と対日講和条約と締結し、翌年四月二十八日、サンフランシスコ講和条約が発効した。

サンフランシスコ講和条約の発効と同時に、日米安保保障条約（旧）も発効した。それは一九五一年九月八日にサンフランシスコ講和条約を署名した同日午後に、米軍施設内で「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」の署名式が行われ、日本側は吉田茂総理が、米国側はアチソン国務長官、ダレス特使等四名が署名した。また翌年同日に、ワシントンにお

いて日本側批准書と交換され、これにより条約は発効した。

それに対し、周恩来は一九五一年九月十八日に声明を発表した。「サンフランシスコ講和条約の準備、起草及署名について、中国は参加していないため、中央人民政府は不法で無効である。絶対に受諾できない」⁶¹⁾ また一九五二年五月五日に米国の日本を軍事基地として占領することに反対の立場を示す声明も発表した⁶²⁾。

これら一連の対日講和及サンフランシスコ講和条約に対する反対の声明により、中国は米国より提議した琉球の信託統治を承認しないことを明確に示した。しかし、この段階の行動はほぼ一つの特性で、主に声明の形を局限している。また、建国初期の国力に制限があり、代表権の争議も存在し、領土を含めて米国や日本と有効な交渉はまだ進められない。琉球に対し米国が排他的な政策を施行したのと異なり、この時期中国が琉球に関する明確な政策は制定されていなかった。だから、戦後琉球処置について、中共政府は琉球帰属問題を提出するのではなく、中国と日本の講和問題及米国主導のサンフランシスコ講和条約の内容を承認しないことを通じて、米国の琉球占領に反対する基本的な立場を表明する。

三、条約発効前後の新聞記事からみる中共政府の対琉球立場

3.1 『人民日報』の琉球帰属に対する報道

サンフランシスコ講和条約の発効とともに、既に占領されていた沖縄は続いて米国によく管轄されている。この時期、中国国内で沖縄問題に关心を

61) 「旧金山対日和約由於沒有中華人民共和国參加準備、拟制和簽訂、中央人民政府認為是非法的、無效的、因而是絕對不能承認的」『周恩來外交活動大事記一九四九—一九七五』（世界知識出版社、一九九三年）二十九頁

62) 「周恩來外長關於米國宣布非法的單獨對日和約生效的聲明一九五二年五月五日」『日本問題文件匯編』（世界知識出版社、一九五五年）八十七頁

持っており、中共政府の政策及び理論の宣伝に重要な役割を果たした機関紙である『人民日報』は沖縄について継続に報道した。

ここでは一九五〇年から一九五二年まで、米国の沖縄占領及び講和条約等に関する『人民日報』の報道を整理した。

まず、米国占領下の沖縄についての記事は以下のようにまとめた。

一九五〇年一月八日第四版「米帝国は極東への侵攻を積極的に画策、沖縄における基地建設、日本に軍艦14隻を返還」⁶³⁾

一九五〇年四月六日第四版「米国は太平洋における侵略路線の主要拠点として、日本と沖縄を含む琉球諸島を長期的に占領しようとしている」⁶⁴⁾

一九五〇年四月二十六日第四版「米帝国は沖縄における軍事基地の建設を強化している」⁶⁵⁾

一九五一年三月八日第四版「米国は沖縄に侵略の基地を建設し、島に残酷な警察支配を押し付けようとしている」⁶⁶⁾

一九五一年六月九日第四版「米は沖縄を極東侵略の前哨基地として空軍基地を拡張する」⁶⁷⁾

一九五一年九月二十七日「日本人民は単独講和条約を継続的に反対、奄美沖縄等の住民は信託統治に反対する署名運動を展開、日本共産党は民族独立運動を呼びかけ」⁶⁸⁾

63) 「積極進行侵略遠東陰謀米帝筹建沖縄島基地 並發還日本軍艦十四艘」注六十から七十一までの日本語は筆者訳。

64) 「米力図长期占領日本 作為太平洋侵略線的主要基地 軍事建築占琉球耕地三分之一……米国力図长期占領日本和包括沖縄島在内的琉球群島，作為其太平洋侵略線中的主要基地……」

65) 「米帝正加紧建設 沖縄島軍事基地」

66) 「米国加紧建築沖縄島侵略基地 在島上实施残酷的警察統治」

67) 「米国拡大沖縄島空軍基地 作為侵略遠東的前哨拠点」

68) 「日本人民繼續反对单独和約 奄美沖縄等島居民展開簽名反対托管 日共号召人民起来為民族独立而奮闘」

一九五二年五月二十八日第四版「沖縄と奄美大島の人々は米国の信託統治に断固反対し、逮捕された日本の愛国者は不当に訴追された」⁶⁹⁾

ここに引用した記事により、米国が沖縄を占領してから、沖縄における軍事基地を設置することがわかった。それに、米国の単独講和及信託統治に対し、日本人と沖縄人は反対の立場も見てとれ、特に米国の信託統治に対し、奄美、沖縄住民が反対の署名運動を展開した。

このほか、朝鮮、ソ連、チェコ各國も米国の単独講和と講和条約の合法性について自國の態度を示した。それについての記事を『人民日報』に転載させた。

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）は米国が主導した対日講和について以下のように宣言した。

一九五一年九月十八日付四版「朝鮮人民は米英の違法な対日講和を糾弾し、侵略者の犯罪的陰謀を粉碎し、最前線を積極的に支援することを決意した」【平壤一九五一年九月十七日発新華社通信】平壤の新聞はここ数日、米英の対日単独講和の違法性を全会一致で糾弾する各界の朝鮮人民の宣言と談話を掲載している。朝鮮民主主義人民共和国戦線中央の書記長金昌軍は十四日の声明で、「米英の対日単独講和は、侵略者米国の戦争政策を再び世界の人々に暴露した。この条約は、戦争に反対して平和を切望する全世界の人民の憤激を呼び起こし、何よりもまず、平和条約を全面的に締結することを要求する日本人民の憤激を呼び起こした。朝鮮人民は、サンフランシスコで不法に締結されたいわゆる日本との平和条約に断固として反対した。理由は日本の軍

69) 「沖縄島和奄美大島人民 堅決反対美國託管 日本被捕愛國者被無理起訴」

国主義の復活が極東の平和に対する大きな脅威である。サンフランシスコ会議が日本の侵略に対して武力闘争した中国人民を排除するまでに至ったこと、日本との和平に最も重大な関心を持っていたインドとビルマも参加しなかったことは、米英の対日講和条約が何の正当性も持たず、一方的な条約に過ぎなかったことを示している。米英講和条約の侵略的本質を明確に理解した朝鮮民衆は、満場一致で米英講和条約の無効を宣言した」⁷⁰⁾

チェコの各新聞社も対日講和の不法性を報道した。

一九五一年九月十八日付四版「チェコ 各新聞はサンフランシスコ会議を違法と非難し、米国の対日講和条約は新たな戦争の準備であると暴露 チェコ平和擁護委員会は日本国民の平和のための闘いを声援」⁷¹⁾【新華社通信プラハ十五日】サンフランシスコ会議と米国が承認した日本との平和条約は、昨日当地の全ての新聞で一斉に論評の対象となった。『紅色権利報』「……サンフランシスコ会議は米英の茶番劇だった。米国の属国の投票マシーンをまた乱用したのだ……」『労働報』「米国が侵略しようとした平和条約は、人類の大多数によって拒否されたと強調した。平和条約に賛成票を投じた四十九カ国は、自

70) 一九五一年九月十八日第四版「朝鮮人民痛斥米英非法対日媾和 決心積極支援前線粉碎侵略者罪悪陰謀」【新華社平壤十七日電】平壤各報連日刊載朝鮮各界人民の声明和談話、一致痛斥米英单独対日媾和の非法。朝鮮祖国戦線中央書記局長金昌俊十四日発表談話說：米英单独対日媾和这件事、再一次向全世界人民暴露了米国侵略者の戦争政策。这一条約引起了反对戦争、渴望和平的全世界人民的激憤、首先引起了日本人民大众的激憤、因为日本人民是要求締結全面和約的。朝鮮人民堅決反对在旧金山非法簽訂の所謂対日和約、其理由是很清楚的。日本軍国主義の復活、顯然是对遠東和平的很大威嚇。旧金山会議竟将曾為反抗日本侵略而進行武装闘争的中国人民排斥在外、而与対日媾和最有切身利害關係の印度、缅甸等国也没有参加、这就说明米英対日和約沒有任何合法性、而只是片面の条約。清楚地了解米英対日和約の侵略本質の朝鮮人民、一致宣告米英対日和約は無効的。

71) 一九五一年九月十八日第四版「捷 各大報紙斥責旧金山会議非法 揭露米制対日和約は準備新戦争の条約 捷保衛和平委員会声援日本人民保衛和平の闘争」

国民に対してだけでなく、全人類に対して大きな責任を負っている」
 『人民報』「日本国民にとって有害な一方的な命令である。それはアジア諸国民とソ連を敵に回すものである」⁷²⁾

ソ連側について、各新聞社は周恩来のサンフランシスコ講和に対する声明⁷³⁾を報道した。

一九五二年五月八日付四版「モスクワの『プラウダ』、『コメルサント』等に周恩来部長の声明が掲載される」【新華社モスクワ五月七日】
 五月七日『プラウダ』、『コメルサント』、『コメルサント』は米国が発表した日本との違法な単独講和条約の発効に関するわが国外交部長周恩来の声明を掲載した⁷⁴⁾。

以上の記事を纏めると、北朝鮮側は新聞に各界の声明及談話が連日掲載

72) 【新華社布拉格十五日電】旧金山会議与米国授意的対日“和約”為此間所有的大報昨天一致評論的題目。『紅色權利報』写道：很難相信，旧金山会議曾認真地討論過这样极其重要的關於獲致和平的問題——対日和約問題。事實上，旧金山会議是一出米英的滑稽劇。它又一次地濫用了米国仆从国家的投票機器。它是一个為了簽訂一个与獲致遠東和平毫不相干的、無恥地、公开地準備遠東新戰爭的“和約”的滑稽劇。『労動報』強調說：米国图謀侵略的和約受到了大多数人类的拒絕。那些訓順地投票贊成和約的四十九个国家，不仅要對他们自己的人民負責，而且要對全人类負重大的責任。『人民報』指出：它是一种对日本人民有害的單方命令。其目的在於反对亞洲各国人民、反对蘇連。它的目的在於結成帝国主義者正在仿照法西斯型式制造的西德、華盛頓与東京的軸心。

73) 一九五二年五月七日第一版「中華人民共和国中央人民政府外交部 周恩来部長關於米国宣布非法的单独対日和約生效的声明」（一九五二年四月二十八日、米国政府和日本政府同時宣布非法的单独対日和約自该日起正式生效：在華盛頓的遠東委員會和在東京的盟国対日委員會都被米国政府非法宣告解散。同日，日本吉田政府与盘据在台湾的中国国民党反動殘余集團也簽訂了所謂“和平條約”。这一系列嚴重露骨的挑畔行為，已引起了我国人民的無比憤怒和強烈反对）「堅決制止米国準備遠東新侵略戰爭的陰謀」我國外交部周恩来部長代表中央人民政府於五日發表声明、对米国政府專横宣布非法单独対日和約生效、非法宣布遠東委員會解散并指使所謂日蔭“和約”与非法单独対日和約同時“生效”的一連串破坏一切有関戰後日本的國際協定的非法行動予以痛斥，并号召全国人民与亞洲人民團結起来，制止米国在遠東制造戰爭的危機。對於我國政府这一声明、我們堅決地表示擁護。

74) 一九五二年五月八日第四版「莫斯科『真理報』『消息報』等顯著刊登周恩来部長的声明」【新華社莫斯科七日電】『真理報』『消息報』和『紅星報』在七日都以顯著地位刊登了我外交部周恩来部長關於米国宣布非法的单独対日和約生效的声明

され、米英による日本との単独講和行動は非合法であると手厳しく評していた。チェコ側はサンフランシスコ会議の不法性を強調し、米国の対日講和条約は新たな戦争条約であると指摘した。ソ連モスクワの各新聞は周恩来の声明を掲載し、対日講和条約の発効に対し非難の態度を示した。要するに、中国を含めて、北朝鮮、ソ連、チェコ各国も米国の単独講和とサンフランシスコ条約の不法性を主張した。米軍が沖縄を長期間にわたり占領し、極東の侵略基地として武装することに反対の立場も示した。

3.2 『朝日新聞』等日本側の報道

この期間、中国との講和について日本政府は主に台湾の国民政府と交渉していたが、中共政府との間に公式の交渉はされていなかった。だから、中共政府の行動を考察すると、日本の各新聞社の報道を通じてまとめたいと考えている。ここで主要な『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』の中共政府の声明等に関する記事を整理した。

『朝日新聞』：

一九五〇年（昭和二十五年）十二月六日 東京朝刊 1面 「対日講和への参加主張 周中共外相公式に声明 対日講和」

北京四日発の新華社放送によれば、周恩来北京政府外相は四日、対日講和について北京政府成立以来最初の公式声明を発表し、同政府の基本的態度としてつぎの論点を明らかにした。一、中華人民共和国政府は中国を代表する政府として対日講和の條約草案作成、調印に参加する権利をもつ。また北京政府の参加しない條約および会議は無効と〇める。一、台湾、澎湖列島は中国領、千島、樺太はソ連領としてを規定しているので改めて討論の必要はない。一、琉球、小笠原諸島についてはとくに米国の管理下におくという取決めはこれまでない。一、

日本の再軍備および米軍が日本を基地として使用することに反対する。

一、対日講和はあくまで全面講和でなくてはならない。(共同)

一九五一年(昭和二十六年)八月十九日 東京朝刊 2面 「中ソ
で別の講和? ソ紙 周外相声明を掲載」

【モスクワ十七日発=ニューヨーク タイムズ特約】ソ連外務省は
十七日、グロムイコ外務次長官を首席とするソ連代表団は対日講和条
約に関するソ連提案を提出する目的でサンフランシスコ会議に出席す
ると発表した。この発表は、米政府がサンフランシスコ会議の主要目的
は提出した対日講和最終草案の調印にあると注意を喚起したことに対
するソ連側の回答とみられ、これによってソ連はサンフランシスコ会
議参加の目的を明らかにしたわけである。

グロムイコ次官と三十二名のソ連代表団は今週末モスクワを出発、
途中二日間パリに滞在してから海路ニューヨークに向かい、ワシントンを経てサンフランシスコに向う予定である。十七日のソ連紙はソ連
外務省の右声明とともに周恩来中共政府外相がサンフランシスコ会議
と米国草案を攻撃した声明を全文掲載しているが、周外相の声明の中
でとくに注目される点は「サンフランシスコ会議は国際的義務に違反
し、従ってこの会議を承認することはできない」と述べていることであ
る。このように中共がサンフランシスコ会議を非合法であるとみて
いる以上、もしソ連が中共の対日講和参加を含めたソ連の見解に対し
て一般の支持をうけることができない場合には、ソ連は米国の最終草
案に調印の意思はないものとみられている。この場合、ソ連と中共が
どんな手を打つかは明かでないが、周外相の声明から判断するに、中共
は対日戦に参加したすべての国々と対日講和条約に関する意見の交
換を行い、その結果にもとづいて日本と多角的な講和条約を締結する
ことを考えているのではないかと見られている。その際にはソ連と中

共が主催者となって、サンフランシスコ会議で米国草案に調印しないすべての関係諸国を別の講和会議に召集することが予想される。この場合、東南アジア諸国の一派がこの会議に参加するかもしれない。

一九五一年（昭和二十六年）八月二十三日 東京夕刊 1面 「中ソ除外の講和は宣戦布告にひとし 北京放送 日本への公開状」

二十一日東京で傍受した北京放送は対日講和条約に関する大公報の公開状を引用し「中共およびソ連を除外した対日講和は両国に対する宣戦布告にひとしい」とのべている。

一九五二年（昭和二十七年）五月七日 東京朝刊 1面 「平和条約と日華条約に反対 中共外相声明」

中共政府は四月二十八日のサンフランシスコ条約の発効および日華平和条約の調印以来公式態度の表明をさけていたが六日、周恩来外相の名で次の要旨の声明を発表し、一切の「占領軍隊」の日本からの撤退を要求した。中華人民政府はつぎのように声明する必要があると認める。いっさいの占領軍隊は絶対に日本から撤退すべきである。対日平和条約は絶対に承認できない。公然と中国人民を侮辱するとともに敵視した吉田、蒋介石の「平和条約」には絶対に反対する。（共同）

『読売新聞』：

一九五〇年（昭和二十五年）十二月五日 全国版 夕刊 1面 「対日講和参加を主張 周中共外相 声明発す」

【北京四日発新聞社】 周恩来（チヨウ エンライ） 中華人民共和国政府外相は四日対日講和問題に関して次の声明を発表した 十月廿六日ダレス米国務省顧問がマリク ソ連国連代表に手交した覚書を検討したのち、中華人民共和国の許可を得てこれに私は対日講和問題に関して次の声明を発表する。

一九五一年（昭和二十六年）八月十六日 全国版 夕刊 1面
「中共「講和」を不承認 周恩来外相が非難声明」

【北京十五日発新華社】（SP 特約）周恩来（チョウ エンライ）中共政府外相は十五日米英の対日講和草案とサンフランシスコ会議を非難する要旨次のような声明を発表した 一、米英の対日講和草案は国際協定に違反したもので、原則的に受諾できないものである 一、九月四日からのサンフランシスコ会議は中華人民共和国を公然と除外しており、これも原則的に承認できない会議である 一、したがって中華人民共和国の参加しない対日講和条約はその内容と結果いかんをとわざすべて不法かつ無効である 一、在日財産と権利処理にかんする条文のなかで期間を一九四一年十二月七日から一九四五年九月二日までとし、それ以前中国が強力で抗日戦争を進めていた一時期を完全にまつ殺した 一、琉球列島、小笠原群島などの信託統治に反対する 一、台湾、澎湖（ポンフー）島の中国返還、千島、南樺太ならびにその周辺の島々のソ連返還を規定していない 一、南威（ナムウエイ）島および西沙群島の中国主権を無視している 一、日本の再軍備に制限が課せられておらず、また米占領軍の撤退について規定がない 一、この条約が締結されれば日本経済の健全な発展は不可能で、隣国との正常貿易関係に無理な制限が加えられる 一、かつて日本に占領され極めて大きな損害を破り、しかも自力だけでは復興しがたい国家は賠償請求権を保持すべきである。

主張に変化なし 米国務省見解 【ワシントン特電（—NS）十五日発】米国務省スポーツマンは十五日『中共政府の対日講和条約に対する非難は今までのものと変わりない』と言明した

一九五一年（昭和二十六年）八月二十二日 全国版 夕刊 1面
「単独講和は宣戦布告 中共放送」

【AP 特約＝東京】廿一日夜の北京放送は『中ソ両国を除外した対日講和は中ソ両国への宣戦布告を意味するものである』と次のように言明した 過去百年の歴史は次の二つのことを強調している、すなわちその第一は日本人は日本自体の主人であらねばならないこと、第二に日本はアジアの一邦でありアジア人を敵としてはならないという事である、今やわれわれは日本人民に対し早急なる起ち上りをよびかけるとともに対日単独講和に反対することを要望するものである、吉田首相は日本人民の利益を無視して米国の命令を遂行している、われわれは日本人民が中ソ両国を除外した単独講和は中ソ両国に対する宣戦布告を意味するものであることを理解するものと信ずる なおこの放送は上海の有力紙大公報が日本降伏の第六回記念日にあたり日本人に対する公開状の形で発表されたものである

一九五一年（昭和二十六年）九月十九日 全国版 夕刊 1面
「講和条約否認 周恩来外相声明」

【RP 特約＝東京】十九日午前零時四十五分東京で傍受した北京放送によれば周恩来（チョウ エンライ）中共政府外交部長は十八日声明を発し対日講和条約を非合法かつ無効と認め絶対に承認できないむね明らかにした

一九五二年（昭和二十七年）五月七日 全国版 朝刊 1面「周外相、日華条約非難」

六日の新華社北京電によれば周恩来（チョウ エンライ）北京政府外相は六日、対日平和案の発効と日華条約の調印を非難し「米政府と日本政府は四月廿八日対日単独平和条約が同日より発行したと宣言し、極東委員会と対日理事会は米政府によって解散を宣言されたまた同日、日本政府は台湾の国民党残存集団といわゆる平和条約を締結したがこれら一連の重大かつ露骨な挑発行為は既に中国人民の限りないきど

おり強烈な反対を引起している」と声明した（共同）

『毎日新聞』：

一九五〇年十二月六日 東京朝刊 1面 「対日講和：参加、中共正式に要求」

【北京四日発新華社＝共同】中華人民共和国政府周恩来外相は四日対日講和に関し公式声明を発し北京政府の基本的態度として次の諸点を明らかにした 一、中国人民を代表する合法政府たる中華人民共和国政府の主席が平和条約草案作成および調印に参加するのは当然で反動残存集団たる国民政府は絶対に中国を代表する資格のないことを重ねて声明する

一カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言および四七年六月十九日の極東委員会を通過した戦後対日基本政策などが対日平和条約共同締結の主要な基礎となっている。一、台湾、澎湖列島の所属はカイロ宣言により中国に返還し、樺太島南部と千島群島はヤルタ協定によってソ連領とすることに決定しており、再び論議する理由はない、琉球、小笠原両群島についてカイロ宣言およびポツダム宣言は信託統治下におくとは定めていないし、また米国政府を管理者として指定もしていない 一、ポツダム宣言によれば日本占領軍の早期撤退を定めてあるが米国はその意思を示さないばかりか日本を朝鮮、中国侵略の基地としました対ソ覚書では講和後も米軍が引き続き日本の国際平和と安全維持にあたることを要求している。一、極東委員会は日本の非武装を規定しているが、米国は公然と日本を武装させ米国政府はその軍事支配によって米国の植民地にしようと企図している。

一九五一年八月二十二日 東京朝刊 1面 「講和会議：調印は宣戦と見なす中共、日本へ公開状__北京放送」

【UP特約（東京）廿一日】中共は廿一日夜日本がもしサンフランシスコで中共及びソ連の参加しない講和条約に署名した場合、それは中ソ両国に対する宣戦を意味するであろうと警告した。この警告は上海大公報上に発表された公開状の形式のもとに北京放送を通じて行われたものであり、特に全文を英語で放送しその重要性を強調している。なお同公開状は日本人民に“起て、日本を日本人自身の手に返すために”と檄している。なお右放送は更に次のように述べている。

日本が米国によって準備された単独講和条約に調印するかどうかは日本の運命にとって決定的な因子となるだろう。われわれは中国とソ連の参加せぬ単独講和が右両国に対する宣戦布告を意味するものであることを日本国民が理解しているものと信ずる。われわれは単独講和の締結後も中ソ両国と日本との間には戦争状態が存在するものと信ずる。吉田首相が受諾しようとしている単独講和は遠方の諸国との友好関係をつくるだろうが近隣諸国とは敵対関係をつくることになろう。

一九五二年五月七日 東京朝刊 1面「対日講和発効と日華条約を非難 周中共外交部長」

北京政府は四月二十八日のサンフランシスコ条約の発効および日華平和条約の調印以来公式態度の表明をさけていたが六日、周恩来外交部長の名でこの双方を非難した次の要旨の声明を発表した。一、米政府はヤルタ協定、ポツダム宣言など日本問題に関係ある国際協定をかえりみず対日単独平和条約の発効を宣言するとともに、独断的に極東委員会と対日理事会を解散した。これらの方的措置は全く非合法である。一、米政府は吉田政府を強制し台湾の国民党残存集団といわゆる平和条約を締結させたが、これは中華人民共和国に対する軍事的脅威を企図したものである。（共同）

以上は各新聞社が一九五〇年十二月四日、一九五一年八月十五日、一九五二年五月五日に中共外相周恩来が対日講和条約問題、米英対日講和条約草案及サンフランシスコ会議、平和条約に対して発する声明に関する報道である。また一九五一年九月十八日の声明について『読売新聞』だけ報道した。一九五一年八月二十二、二十三日の記事——「中ソ除外は宣戦布告」「単独講和は宣戦布告」「講和会議：調印は宣戦と見なす中共、日本へ公開状」は中共政府が講和の態度を表し、中ソや対日講和への参加を要求する立場も分かった。

これによれば、当時の日本政府にも中共とソ連政府の主張や彼らの対サンフランシスコ講和会議に反対の立場を承知する事実がはっきり見られた。ソ中が反対した情勢で、それでも日本国が米国より主導したサンフランシスコ講和条約を受諾した。それだけではなく、当時中国代表権の問題はまだ解決されていなかったが、日本は中共ではなく、中共対立の国府と「日華平和条約」を締結した。

一九五二年七月十三日に、周恩来は声明の中に国民政府が締結した条約に対する処理方法を示した。『読売新聞』がそれについて報道した。「一九五二年（昭和二十七年）七月十六日 周外相の声明内容 中華人民共和国中央人民政府外交部長周恩来は一九五二年七月十三日権限を授けられ次のごとく声明する中華人民共和国中央人民政府は中華人民政治協商会議共同綱領第五十五条『国民政府が外国と締結した各種の条約および協定に対しては中華人民共和国中央人民政府はこれを審査してその内容によりそれぞれ承認または廢棄または修正または再締結するものとする』との規定にもとづき……」だから、これは講和会議に参加せず、講和条約の効力を認めず、特に国民政府を承認しない中国にとって琉球問題の処置は当然反対且無効だった。

おわりに

中共政府は一九四九年に対日講和を主張してから、一九五二年サンフランシスコ講和条約が発効するまで、途切れることなく対日講和へ参加することを主張した。しかし、米国が主導した対日講和条約の枠組みは、中共政府を排除した形となった。中共政府を排除した講和条約では、琉球帰属についても規定された。本稿ではこの時期の琉球帰属問題に対する中共政府の立場及びその行動や背景について検討してきたが、次のようにまとめたい。

まず、中共政府は国民政府が共同宣告したポツダム宣言を承認する態度を持っていたということである。第二次世界戦争終結前における、日本の戦後処理と方針に関する「カイロ宣言」「ヤルタ協定」「ポツダム宣言」では日本の領土問題が規定され、基本的な枠組みを定めていた。そして、建国前の中共政府は「迅速準備対日和約」、「新政治協商會議籌備会各党派各団体為記念“七七”抗日戦争十二周年宣言」を発表し、速やかに日本と講和することを主張した。これらにより、建国以前の中国を代表した国民政府が他国と共同で宣告したポツダム宣言に対し、中共政府は承認する態度を持っていることが確認できた。また、この時期の中国は戦勝国として速やかに対日講和を促進しようとする一方、世界に承認を求めることも表明していたことになる。

次に、講和条約は琉球に対する米国の排他的政策を施行することを表明したものであるということだ。第二次世界大戦が一九四五年に終結し、サンフランシスコ会議が一九五一に年開催されるまで、琉球の処理について米国政府内の国務省や軍部等の見解は統一されていなかった。戦後初期の米国政府内において、軍事や戦略から考慮した米軍と、政治外交の視角か

ら考慮した国務省では琉球の処置に関する意見が異なり、対立は長期間にわっていた。この間に国務省のケナンと連合国最高司令官総司令官マッカーサーは何度も談判し、それと同時に、日本との平和交渉を推進するため、ダレスも対日講和の工作を引き受け行動した。彼は「潜在主権」という概念を作り上げ、最終的に各方面が合意に至って琉球に対し排他的な政策を統一してきた。それは講和条約第三条に規定された。この過程において、米ソ冷戦、朝鮮戦争、中国の国共内戦等の様々な要素がその政策に影響を与えた。それゆえ、米国の琉球に対する処置はただの対日政策だけではなく、対東アジアの軍事政策と関わっていると考えられる。結局、講和条約は米国が排他的政策を施行することを表明したものとなった。これらを背景には中国が琉球及び講和条約について自国の立場を堅持しながら行動していたことがある。

そして、講和条約が公開されるまで、中国は対日講和及講和条約に対する行動を詳しく説明していた。中共政府外交部長周恩来の発表した公式声明の分析を通じて、中国は米国が提議した琉球の信託統治に対し、承認しない立場を取ったことが確認できた。しかし、当時の中国は琉球問題に関して、具体的な政策を制定していなかったので、基本的な行動は書面の声明に限っていた。それに、中国は主に中国と日本の講和問題及び米国が主導下の講和条約を否認する手段を通じて、米国の琉球占領に反対する立場を表明した。

最後に、講和条約発効前後、米国による琉球占領及び講和条約の効力に対する中共政府の機関紙『人民日報』の報道、また中共政府の行動に対する日本側の新聞報道から、琉球処置について中共政府の強い反対の態度がはっきりと確認できた。この立場は中国国内だけではなく、国際的にも広く表明された。それに、ソ連、朝鮮等他国の新聞社が報道した内容によれば、ソ連等の社会主義国家は、サンフランシスコ講和会議と条約をめぐる

中国の政治姿勢をよく承知して支持した。また、日本の各新聞社『朝日新聞』、『毎日新聞』等による中国の動向に関する報道も、日本側が中共政府の立場を知っていたことを表している。日本はそれらを知っていた上で、米国と講和条約を締結し、国民政府と「日華平和条約」を締結した。単独講和を背景として、中ソ両国による講和条約否認、中国による日本と国民政府の調印への反対は、その後の琉球問題をめぐる争議を保留することにつながった。

以上の検討を整理すれば、サンフランシスコ会議前後、琉球帰属処置に対する中国側の立場と動向について、以下のようにまとめることができる。

中共政府は、国民政府が参加した日本の領土の処置についての「カイロ宣言」「ヤルタ協定」「ポツダム宣言」などを継承する一方で、中共政府を排除した対日講和条約については一貫して否認していた。それは講和の枠組みが中、ソなどを排除した単独講和であるだけでなく、米国が主導し排他的な内容、特に琉球処理についても反対だったからである。

日本が一九四五年敗戦してから一九五一年のサンフランシスコ講和会議の開催まで、米国が琉球を占領し、排他的政策を施行した。中共政府は米国の対琉球行動に対し、いくつか公式の声明、主に外交部長周恩来の声明を通じて、対日講和の権利を呼びかけ、琉球の信託統治に対する否定の立場を表した。

そして、講和条約の公布前後、中共政府の機関紙『人民日報』が琉球に関する記事を多く報道し、中共政府は米国主導下の講和条約を承認しない立場を常に伝えた。それと同時に、日本との講和を続けて要求し、琉球問題について、米国の琉球占領に反対する立場を堅持した。日本側の『朝日新聞』『毎日新聞』等の新聞社も中共政府の声明を報道していた。つまり、日本側も中共政府の立場を知っていたということである。

米国主導の講和条約は中共政府を排除した形で結ばれ、そして琉球帰属

についてもあり方も規定した。これに対し、当時の中共政府は国際社会における琉球処置に対する米国の違法な行動を断固反対したため、琉球問題ないし後の尖閣諸島も含める争議が未解決のまま残されることになった。